加監公表第 1 5 号 令和 3 年 9 月 2 4 日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

監 查 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求 (令和3年7月29日付け受理)について、同条第5項の規定により監査を実施 した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求(以下「本請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年7月29日付けで受理した。

なお、令和3年8月16日に請求人から証拠(追加の事実証明書)の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) 加古川みどりの会(以下「みどりの会」という。) の事務局について

公園緑地課は、みどりの会の事務局を担っている。加古川市(以下「市」という。)が団体の事務局を担うには、公共的団体であることが必須要件のはずであるが、みどりの会の役員には緑化事業をすべく設立した組織ではない町内会連合会、婦人会連合会、老人会連合会等地縁の任意団体の幹部が就任しており、公共的とは言い難い。

公園緑地課のホームページを見ると、市が花苗の配布や講習会を行っており、みどりの会の存在意義が分からない。

(2) 令和2年度加古川みどりの会事業補助金(以下「甲補助金」という。) について 甲補助金の対象事業である「花いっぱい活動事業」(自ら花づくりの活動を実践している団体へ補助金を交付する事業。以下「丙事業」という。) の対象となるの は、「町内会、自治会、婦人会、老人会、PTA、少年団その他のボランティア的 な活動を中心的に行う団体」と丙事業実施要項に記載されているが、町内会、自治会、婦人会、老人会、PTA、少年団は、それぞれ組織の利益のための活動をして おり、ボランティア団体とはいえない地縁の団体であると思われる。

また、みどりの会の役員は、町内会連合会、婦人会連合会、老人会連合会等の幹

部役員が就任していると聞いている。役員の所属する団体へ丙事業で交付される補助金(以下「丙補助金」という。)が分配されているように思われる。

さらに、甲補助金の補助事業実績報告書(以下「甲実績報告書」という。)の内容が不明確である。

(3) 令和2年度緑化ボランティア活動推進事業補助金(以下「乙補助金」という。) について

丙補助金と都市計画課が行う乙補助金とは、共に緑化事業(緑化活動補助金)となっているが、対象者が重なっている可能性があり、補助金が重複して支払われているのではないかと疑われる。事業の実施場所について、前者は公共用地が対象であり、後者は公園以外となっているが、すみわけができていない。

公園緑地課が事務局まで担うみどりの会が、緑化事業を一手に行うのであれば、 都市計画課が緑化事業を行う必要はないと思われる。

(4) A町内会との令和2年度公園維持管理業務委託契約(以下「本件委託契約」という。)及び令和2年度公園維持管理業務委託料(以下「本件委託料」という。)について

本件委託契約書第5条において、再委託が禁止されている。しかしながら、A町内会は、A老人クラブに再委託しており、契約違反である。老人クラブは町内会の下部組織との考えもあるが、老人クラブは町内会運営とは全く違った運営がされている。本件委託料の全額がA老人クラブに支払われており、丸投げの状態である。

また、月1回以上、園内清掃をすることが本件委託契約の仕様書(以下「仕様書」という。)に定められているが、4月、5月、8月は実施されていないことが作業報告書から分かる。

さらに、仕様書にある公園施設の安全点検・報告がされておらず、遊具のネジの 緩みの報告がされていなかったことは、安全・安心な公園利用に関わる大きな問題 と思われる。

よって、次の措置を求める。

- ・みどりの会の事務局の廃止及び事務局職員の令和2年度分人件費の返還
- ・甲補助金の返還
- ・乙補助金(丙補助金と重複するもの)の返還
- ・本件委託契約の廃止及び本件委託料の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書及びこれに添付された事実証明書により、次の項目について監査を実施した。

ア みどりの会の事務局職員の人件費について

市職員がみどりの会の事務局業務に従事したこと及び同業務に従事した市職員に市が給与等(令和2年度分)を支出したことは違法又は不当であるか。

- イ 甲補助金の支出について
 - 市がみどりの会に甲補助金を支出したことは違法又は不当であるか。
- ウ 乙補助金の支出について(丙補助金との重複について) 市が乙補助金請求者に乙補助金を支出したことは違法又は不当であるか。
- エ 本件委託料の支出について

市がA町内会に本件委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

なお、法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。請求人が求める措置のうち、「みどりの会の事務局の廃止」については、違法又は不当な財務会計上の行為の防止や是正等ではなく、同項に定める住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらない。よって、監査の対象としない。

また、同条第2項では、住民監査請求の要件として、「当該行為のあつた日又は

終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求事項のうち、「本件委託契約(令和2年4月1日締結)の廃止」、「乙補助金のうち令和2年7月3日交付分」については、本請求書が提出された令和3年7月29日において、「当該行為のあった日」から1年を経過していること、かつ本請求書及び事実証明書から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に規定する住民監査請求の要件を満たさないため、監査の対象としない。

(2) 監査の対象部

建設部、都市計画部

(3)請求人の陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和3年8月20日に陳述を欠席する旨の申し出があった。

(4) 監査の対象部に対する調査

建設部職員及び都市計画部職員(以下「関係職員」という。)に対して、令和3 年8月23日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容は次のとおりである。

ア みどりの会は花とみどりを通じて、市民への緑化事業に係る助成を行い、緑化 意識の高揚を図ることで、市民生活に潤いと安らぎをプラスし、もって環境保全 に寄与することを目的として設立された組織である。昭和45年度に発足し、昭 和47年度に「兵庫県花と緑の協会(現 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会)」 から加古川市に緑化推進への協力要請があり、現在に至っている。

みどりの会には、法人会員(団体)と市内在住の個人会員が加入しており、長年にわたり①緑化推進事業、②市民、企業、各種団体への緑化事業に係る助成、 ③植樹祭の実施、④公共的施設等への植樹及び花苗の配布、⑤講習会、研修会の 開催、⑥その他、目的達成のための必要な事業を行っている。 みどりの会は、開校・新築された公共施設(平岡南小、野口南小、東神吉南小、つつじ園、平岡南中、陵南中へカイヅカイブキやシャリンバイなど287本)、並びに河川堤防等(泊川土手沿いへ桜を52本)、その他公園等公共施設(宮山農村公園、尾上公園などへ桜やもみじなど77本、尾上公民館へシャリンバイを290本)に贈呈及び植樹を行ってきた。また、小、中学校等の児童、生徒を対象に緑化推進ポスター、標語を募集し、緑化意識の高揚を図っている。さらに、市内の自然を守り、緑豊かな街づくりを行うことを目的に、市と合同で、加古川市記念植樹用苗木交付要綱(昭和61年7月1日施行)第6条に基づき行う植樹祭を、日岡山公園又は権現総合公園キャンプ場において開催している。

また、法人会員の中には、道路沿いの工場用地に花苗を植え、ライトアップ等を行い、地域住民並びに沿道利用者の目を和ませている法人や絶滅危惧種のフジバカマを自社工場内で増殖させ、加古川河川敷等に移植を行い、種の保全活動を行っている法人もあり、これらもみどりの会の功績によるところが大きいと考えている。

これらの活動は令和2年12月策定の加古川市総合計画の基本目標「うるおいのあるまち」における「水と緑の空間を形成する」まちづくりの方向性に合致していると考えている。また、平成27年1月策定の加古川市緑の基本計画(以下「基本計画」という。)の将来像「みんなとともに育む うるおいとやすらぎを感じる緑豊かな ウェルネス都市加古川」の実現に向け、「緑を育てます」という基本方針のもと、みどりの会の運営事業が施策として位置付けられている。このように、みどりの会は、市民参画による緑化活動を進めており、業務の全般が公共性の高いものであり、業務の大半が市の事業と密接な関係を持ち、市の業務と密接不可分であると判断している。

また、平成27年度行政監査を経て、総務部より示された「団体への関与の基本的な考え方」に基づき、みどりの会及び市が関与しようとする職務の性質や背景を整理し、十分精査したうえで、「市がなすべき責を有する業務」として事務分担表に明文化し、職務として従事している。

以上のことから、市職員が職務命令に基づき、みどりの会の事務局業務を行っていることは違法又は不当ではないため、事務局職員の人件費の返還を求める必

要はないと考える。

イ 甲補助金は、加古川みどりの会事業補助金交付要綱(令和2年3月27日建設 部長決定。以下「甲要綱」という。)に基づき交付している。甲要綱別表(第2 条関係)に、補助事業の目的として、「公共緑化等の緑化活動の実践に取り組む 市民で構成される加古川みどりの会が行う緑化推進に係る事業に対して補助をす ることで、市民の緑化意識の更なる高揚と緑化活動の実践に取り組む市民の裾野 を拡大する。」と規定されている。

補助事業の対象となる経費として、甲要綱には、丙事業に係る経費、緑化推進 に係るポスター・標語募集事業に係る経費、植樹祭に係る経費、その他公共緑化 に資する事業に係る経費が規定されている。

甲補助金の額は、甲要綱に予算の範囲内と規定されており、800,000円である。みどりの会より提出された甲実績報告書、収支決算書、補助事業に要した経費の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定しているが、審査の結果、補助対象事業に係る経費については、補助金額を適正に支出していると判断しており、補助金の返還を求める必要はないと考える。

ウ 乙補助金は、加古川市景観まちづくり条例(平成10年条例第20号)第47 条第2項第9号の規定に基づき、うるおいとやすらぎのある美しい街づくりの実 現を図るため公共空地において実施される緑化活動に対して、補助金を交付する ものである。

平成16年度に事業を開始し、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)及び加古川市美しい街づくり緑化活動補助金交付要綱(以下「乙要綱」という。)に基づき実施している。

乙要綱第3条により、補助事業は市が実施する他の財政的支援制度を受けている事業又は受ける予定の事業を対象外としている。

乙補助金の交付決定時には、乙要綱第4条の規定により提出された補助金交付申請書、収支予算書、位置図、現況写真、会員名簿等の書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定している。

また、乙補助金の額確定時には、乙補助金の補助事業実績報告書(以下「乙実績報告書」という。)、収支決算書、補助事業に要した領収書、位置図、完成写真等について審査を行い、その際、収入に他の補助金が計上されていないかを確認している。

このことから、乙補助金において他の財政的支援制度を受けているものはなく、 丙補助金が重複して支給されているものはない。

以上のことから、乙補助金の交付は、規則及び乙要綱の規定に基づき適正に行われたものであり、補助金の返還を求める必要はないと考える。

エ 本件委託契約は、コミュニティ施設として中心的な役割を担う公園を、より良好な状態に維持することを目的とし、町内会が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に該当する場合として、令和2年4月1日付けで本件委託契約を随意契約している。市内に375か所ある公園全ての維持管理を実施するためには、地域住民の協力が必要不可欠であり、地域の町内会に業務委託することは、業務執行の合理性や効率性の観点から妥当であると判断している。

契約内容の業務遂行については、本件委託契約書第9条に基づき、A町内会から「作業報告書(上半期・下半期)」が提出されており、本件委託契約書第10条に基づき、提出された作業報告書により適正に履行されていると判断している。

A老人クラブへの再委託については、老人クラブは団体としての活動経費や管理費等の収入はあるものの、利益を分配せず、さらなる活動費に充てていることや、会員が重複していることから、町内会と同様の地縁団体であると認識し、再委託にはあたらないと判断していたが、令和3年度においては、町内会から老人クラブへの再委託承諾申請書の提出を求めることとしている。

仕様書では清掃がおおむね月1回以上となっているが、令和2年4月7日から令和2年5月21日まで兵庫県内において1回目の緊急事態宣言が発出されたことにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から4月及び5月の作業を中止している。また、近年夏日、真夏日及び猛暑日が増加しており、屋外での作業は熱中症の危険があることから、8月の作業を中止しているが、9月は1日の

ほか3回実施し、上半期で清掃を6回以上行っており、中止していた月分以上の 清掃作業等は実施している。また、清掃をしていなかったことに対する苦情も特 になく、維持管理は問題なくできていたと考えられる。これらの作業中止につい ては双方協議しており、委託料返還事由に該当しないと判断している。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤田隆司

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 西村雅文

加古川市監査委員 稲 次 誠

6 監査の結果

(結論)

本請求の監査対象とした事項(4 監査の実施(1)監査の対象)中、ア、イ及び ウについては棄却する。同事項中、エについては却下する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) みどりの会の事務局職員の人件費について

請求人は、みどりの会が公共的団体ではないため、市職員がみどりの会の事務局 を担うことは適切でないことから、職員の人件費の返還を主張している。

市職員には地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定により、職務に専念する義務が課せられている。よって、基本的には市以外の団体の事務に従事する際には任命権者の承認が必要である。また、市職員を団体の事務に従事させる方法としては、退職又は休職して派遣する場合以外では「職務に専念する義務の免除」(加古川市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年条例第44号))による方法と、「職務命令」による方法があるとされている。

そして、東京高裁平成19年3月28日判決によれば、「当該団体の事務がその 性質や内容等に照らし地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認め られ、かつ、職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいると認められるよう な場合であれば、職員を地方公共団体以外の団体に派遣しその事務に従事させるこ とは違法とならないものというべきである。」とされている。

さらに、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12 年法律第50号)によれば、一般職員を派遣することができる団体は同法第2条に 「…次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又 は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推 進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下 この項及び第3項において「公益的法人等」という。)との間の取決めに基づき、 当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めると ころにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。」とさ れている。また、同法第6条第2項では「派遣職員が派遣先団体において従事する 業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若 しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業 務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果 的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の 主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員 に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給するこ とができる。」と定めている。

加えて、平成28年12月1日付けで市危機管理室長から各所属長宛てに出された文書「市が事務局機能を担っている団体等に係る適切な事務執行について(依頼)」によると、市が当該団体等へ関与(職務として従事)するには、①関与する団体が「公共的団体」(農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとされている(行政実例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日))である、②関与しようとする団体の「職務」が市の職務遂行に関し密接な関連がある、③関与しようとする団体の「職務」が市の職務遂行に関し密接な関連がある、③関与しようとする団体の「職務」が「市がなすべき責を有する職務」として位置付けられ、市の本来業務と密接不可分と判断できる、④事務分掌規則等や所属の事務分担表等で明

文化されている(明文化する予定も含む)が望ましいと、市が関わる各種団体等の 適正な運営や業務執行の確保を図るため、団体の職務に従事する際の指針が示され ている。

このような視点等で、市職員がみどりの会の事務局業務に従事し、市が給与等を 支出したことが違法又は不当であるかを検討した。

関係職員からの聴取によれば、市職員は「職務命令」によりみどりの会の事務局 業務に従事しており、従事する職務内容は、各種会議の開催補助、予算、決算、契 約、出納事務補助など、みどりの会の事務補助全般である。

一般に、市と密接な関係にある団体であっても、あくまで別団体であることから、当該団体の全ての事務を市の事務と同一視することはできず、団体固有の事務があると考えられる。したがって、団体の事務のうち市職員が従事する事務の範囲については、一律に判断するのではなく、従事する団体の性質、行政との関係、従事する事務の内容等について、個別具体的に検討する必要がある。その意味で、市職員が従事できる事務の範囲は、市長の政策的判断等による部分があると考えられる。もちろん、このような裁量権には一定の限界が存在することに留意しなければならない。

そこで、改めて本請求の場合を検討すると、みどりの会は、「花とみどりを通じて、市民への緑化事業に係る助成を行い、緑化意識の高揚を図ることで、市民生活に潤いと安らぎをプラスする。もって環境保全に寄与することを目的」(みどりの会会則(以下「会則」という。)第1条)とし、左記目的達成のため、「①緑化推進事業、②市民、企業、各種団体への緑化事業に係る助成、③植樹祭の実施、④公共的施設等への植樹及び花苗の配布、⑤講習会、研修会の開催」等の事業を行うとされている(会則第3条)。さらに、会員は市内在住者である一般会員と法人(団体)の賛助会員で組織されており(会則第4条)、とりわけ賛助会員は市内の主要な企業団体が会員となっている。また役員は、主として町内会、商工会議所、青年会議所、老人会などの公共的団体のメンバーが選任されている。このようにみどりの会は、設置目的、事業内容、会員、役員構成から、市民への緑化事業に係る助成を行い緑化意識の高揚を図ることを目的とした公共性の高い団体である。

昭和45年度設立以来の事業実績を見ると、昭和49年度の植樹祭を皮切りに、

小、中学校等公共施設の開設・新築に伴う植樹(287本)並びに河川堤防等に桜の植樹(52本)及びその他公園等公共施設に植樹(367本)を行ってきた。また、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が行っている花苗の配布事業の事業主体として、学校園等への花苗の配布を行ってきており、令和2年度は、2,120苗を配布している。さらに賛助会員である41法人(団体)の中には、道路沿いの工場用地に花苗を植え、地域住民や沿道利用者の目を和ませている法人もあり、個人のみならず企業団体も巻き込んだ市民参加による緑化活動の推進にも寄与している。

このようにみどりの会は長年にわたり、市の緑化運動に密接に関連し、市の緑化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として市と一体となった地域環境の整備に取り組んでおり、基本計画の施策方針「市民参画による緑化活動を進めます」として「加古川みどりの会運営事業」が位置付けられているところである。

このような経緯、状況を総合的に勘案すると、みどりの会の事務局業務を市の事務として市職員が行うことは、政策的判断として不合理とはいえない。

なお、みどりの会は市とは別団体であることから、みどりの会固有の事務が存在すると考えられる。したがって、これらみどりの会固有の事務に市職員が従事する際は、前述のように、派遣や職務に専念する義務の免除等について任命権者による承認を得ておく必要がある。みどりの会固有の事務としては、名簿作成や理事会等開催が考えられるが、みどりの会の活動等に係る連絡調整などの市の事務と切り離して取り扱うことは困難である。そのため、一部にみどりの会固有の事務を包含していたとしても、それは職務命令に併せ、職務に専念する義務が包括的かつ黙示的に免除され、全体としては市の事務と解することができる。また、公園緑地課の事務分担表に「加古川みどりの会の運営に関すること(事務局)」と明文化されている。

以上のことから、みどりの会の事務局業務は、市の事務と同一視できる程度に高い公共性があり、「市がなすべき責を有する職務」として、職務命令によりみどりの会の事務局業務に市職員を従事させることは、違法又は不当とはいえない。よって、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 甲補助金の支出について

請求人は、みどりの会に交付した甲補助金の返還を求めていることから、甲補助金の交付が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 甲補助金の支出に係る事務手続について

甲補助金は、甲要綱により交付されており、甲要綱第1条には規則に準拠する ことが定められている。

関係職員への調査の結果、甲補助金について次のとおり事実を確認した。

- (ア) 令和2年11月2日に補助事業申請書が提出された。(規則第5条)
- (イ) 令和2年11月2日に提出された申請書等を審査した後、同日付けで甲補助金の交付決定を行い(規則第6条第1項)、みどりの会に補助金交付決定書を交付した。(規則第7条)
- (ウ) 令和2年11月12日にみどりの会から補助金請求書が提出された。(規則第17条第2項)
- (エ) 令和2年11月18日に概算払を決定し、令和2年12月1日にみどりの 会から指定された口座に800,000円を振り込んだ。(規則第17条第 1項)
- (オ) 令和3年3月31日に甲実績報告書が提出され(規則第14条)、同日付けで補助金額の確定を行った。(規則第15条)

よって、甲補助金の支出に係る事務手続は、規則及び甲要綱に基づき適正に行われていたと判断する。

イ 補助事業の目的、対象となる事業について

甲要綱の別表によると、補助事業の目的は、「公共緑化等の緑化活動の実践に 取り組む市民で構成される加古川みどりの会が行う緑化推進に係る事業に対して 補助をすることで、市民の緑化意識の更なる高揚と緑化活動の実践に取り組む市 民の裾野を拡大する。」とあり、補助金等の範囲として、①補助事業の対象とな る者は、みどりの会、②補助事業の対象となる経費は、(ア)丙事業に係る経 費、(イ)緑化推進に係るポスター・標語募集事業に係る経費、(ウ)植樹祭に 係る経費、(エ)その他公共緑化に資する事業に係る経費と定められている。 請求人は、甲実績報告書の内容が不明確であり、甲補助金の支出が違法又は不 当と主張している。

関係職員への調査の結果、甲補助金の対象となる経費について次のとおり事実 を確認した。

(ア) 丙事業に係る経費

17団体へ交付した丙補助金の合計は、481,394円であった。

(イ) 緑化推進に係るポスター・標語募集事業に係る経費

市内の小、中学校等の児童、生徒を対象に緑化推進ポスター、標語を募集 (令和2年6月22日付けで各学校に依頼)し、優秀作品の選定(令和2年 11月27日審査)を行った。優秀作品を掲載したポスター、クリアファイ ル等を作成し、応募者にクリアファイルを参加賞として配布している。

当該事業に係る経費は、ポスター・標語応募参加賞等クリアファイル代(150,480円)ほか、入賞者への記念品、入賞作品のポスター代など合計284,089円であった。

(ウ) 植樹祭に係る経費

令和2年度植樹祭(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)に参加予定であった13組の家族へ代替の鉢植えを配布した経費が50,050円であった。

(エ) その他公共緑化に資する事業に係る経費

公益財団法人兵庫県園芸・公園協会兵庫県立フラワーセンター賛助会会費 (50,000円) ほか、プリンター、インクカートリッジ代など事務費の合計が82,185円であった。

(オ)補助事業の対象外となる経費

補助事業の対象外となる経費である交際費、会員研修旅行に係る諸経費は 含まれていなかった。

(カ)補助事業の対象となる経費

合計金額は、897,718円であった。

ア、イについて検討した結果、甲補助金は、規則及び甲要綱に基づき適正に支

出されており、甲補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理 由がないと判断する。

(3) 乙補助金の支出について(丙補助金との重複について)

請求人は、乙補助金と丙補助金がどちらも緑化事業に係る補助金であり、重複して支給しているのではないかと主張し、重複している補助金について返還を求めていることから、乙補助金の支出について検討する。

乙補助金については、乙要綱に基づき、交付を行っている。

乙要綱第3条に、交付対象としないものとして、市が実施する他の財政的支援制度を受けている事業又は受ける予定の事業と定められている。

また、乙要綱において、①申請は、補助金交付申請書、収支予算書、位置図、現 況写真、会員名簿等の書類を提出すること(第4条)、②報告は、乙実績報告書、 収支決算書、補助事業に要した領収書、位置図、完成写真等を提出すること(第1 3条)、③確定は、審査及び必要に応じて行う実地調査等によること(第14 条)、④交付は、補助金の額の確定後に補助事業者から提出される補助金請求書に 基づくこと(第16条)などが定められている。

関係職員への調査の結果、乙補助金について次のとおり事実を確認した。

- ア 乙要綱第4条の規定に基づき提出された補助金交付申請書、収支予算書、位置 図、現況写真、会員名簿等の書類を審査し、必要に応じて行う実地調査等によ り、補助金の交付の可否を決定している。その際、収入に他の補助金が計上され ていないかを確認している。
- イ 乙要綱第13条及び第14条の規定に基づき、提出された乙実績報告書、収支 決算書、補助事業に要した領収書、位置図、完成写真等の審査及び必要に応じて 行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定している。その際、収入に他 の補助金が計上されていないかを確認している。
- ウ 乙要綱第16条の規定に基づき、補助金は補助金額確定後に補助事業者から提 出された補助金請求書に基づき交付している。

以上のことから、乙補助金については、交付対象としない「市が実施する他の財

政的支援制度を受けている事業」は確認できず、丙補助金と重複して支給されているものはなく、乙要綱に基づき適正に支出されているため、請求人の主張には理由がないと判断する。

(4) 本件委託料の支出について

請求人は、A町内会に交付した本件委託料の返還を求めていることから、本件委託料の支出が違法又は不当であると主張していると解し、本件委託契約の内容、履行状況及び履行確認並びに市の損害発生状況について検討する。

ア 本件委託契約の内容

本件委託契約は、市がコミュニティ施設として中心的な役割を担う公園をより 良好な状態に維持するため、受注者である地域住民と連携を密にし、受注者の自 主的活動による協力のもと、清掃等の維持管理業務を行うことを目的として市と A町内会との間で令和2年4月1日付けで締結されたものである。

(ア)本件委託契約書第4条に委託業務内容は仕様書のとおりとすると規定されている。

仕様書には、委託内容は景観上及び衛生上、公園を良好な状態に保つため の必要な維持管理業務とし、作業内容はおおむね次のとおりと規定されてい る。

- ①園内清掃 月1回以上
- ②トイレ清掃 週1回以上(設置されている公園のみ)
- ③除草 除草剤は原則として使用しないこととするが、受注者の責任で使用 する場合はその旨を現場に掲示する等、安全上配慮すること。また、 安全上の配慮から草刈機は原則として使用しないこととするが、事故 に対する保険に加入している場合はこの限りではない。
- ④低木の剪定 随時(危険のない範囲で実施)
- ⑤利用マナーの向上に係る指導 (随時)
- ⑥公園施設の安全点検・報告(随時)
- (イ)本件委託契約書第5条に「受注者は、受託業務の処理を他に委託し、又は 請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得

たときはこの限りでない。」と再委託の禁止について規定されている。

- (ウ)本件委託契約書第9条では、「受注者は、半期終了後2週間以内に、作業報告書及び活動写真を発注者に提出しなければならない。」と規定している。
- (エ)本件委託契約書第10条に「発注者は、第4条に定める作業について、適 宜現地並びに作業報告書により確認するものとし、改善の余地があると認め られたときは受注者に指示するものとする。また、必要に応じて改善後の報 告を求めることができるものとする。ただし、改善が認められない場合、発 注者は委託料を減額することができるものとする。」と委託料が減額できる 場合について規定している。

イ 本件委託契約の履行状況及び履行確認

- (ア)本件委託契約の履行状況については、関係職員への調査の結果、本件委託 契約書第9条に基づき、A町内会長から市長宛てに提出された上半期作業報 告書(令和2年10月提出)及び下半期作業報告書(令和3年4月提出)に より、適正に履行されていると判断していることを確認した。
- (イ)請求人は、仕様書に反して4月、5月、8月に月1回以上の清掃がされて いないことから本件委託料の返還を求めている。

上半期作業報告書では、4月、5月、8月の清掃は、中止されていた。

関係職員への調査により、4月、5月は、令和2年4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下であったこと、8月については、夏日、真夏日等が増加しており、屋外での作業は熱中症の危険があったことから本件委託契約書第15条の規定に基づき事前に双方協議の上、中止することとしているが、9月は1日のほか3回実施し、上半期で清掃を6回以上行っており、中止した月分以上の清掃作業等を実施している。また、作業を実施していなかったことに対して本件委託契約書第10条の規定に基づく改善の指示は行っていないことを確認した。

(ウ)請求人は、令和2年度に、遊具のねじの緩みの報告がなかったことから公園施設の安全点検・報告がされていなかったと主張している。

令和2年度上半期、下半期作業報告書では、諸施設の点検欄に実施の記録がなかったが、関係職員の調査により、公園施設の安全点検・報告は随時であり、異常があれば報告があると判断していることを確認した。

(エ)請求人は、本件委託契約書第5条において、再委託が禁止されているが、 A老人クラブに再委託しているのは、契約違反であると主張している。

関係職員の調査によれば、本件委託契約書第6条において「承諾を得ようとするときは、発注者に再委託承諾申請書を提出しなければならない」と規定されているが、A老人クラブはA町内会の内部組織であるため再委託に当たらないと判断し、再委託承諾申請書の提出を受けていなかった。しかしながら、A老人クラブはA町内会とは別組織であることから、本件委託契約の再委託について再委託承諾申請書の提出を求めなかったことは、不適切と考えられるが、本件委託契約に基づいた維持管理は、A老人クラブにより、適正に履行されていることを確認した。

ウ 市の損害発生状況について

住民監査請求の監査対象となる行為等は、平成6年9月8日の最高裁判所判決により確定した平成5年8月5日福岡地方裁判所判決において、「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」さらに、「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しない」と判示されている。

そこで本件委託契約の履行に伴う損害の発生の有無について確認した。本件委託契約の内容は、仕様書のとおり、公園を良好な状態に保つため、園内清掃、除草及び公園施設の安全点検・報告等を行う維持管理業務であり、一部仕様書と相違はあるものの、本件委託契約に基づき、滞りなく公園の維持管理が履行されており、その履行の対価として、本件委託料が期限内に適正に支出されていることを確認した。また、A老人クラブへの請負費用はA町内会が負担しており、市が支払う本件委託料に変更はない。

したがって、本件委託契約の履行状況については、再委託承諾申請書の提出を

求めなかったことは不適切であるとしても、業務不履行等により、市に具体的な 損害が発生した、又は損害が発生するおそれがあるとは認定できない。

以上のことから、本件委託契約業務は、再委託承諾申請書の提出を求めず、再委 託の承諾を行っていなかった手続上の瑕疵はあったが、本件委託契約の履行により 市に損害が発生しておらず、また、損害が発生するおそれがあるとは認定できない ことから、本件委託料の返還請求は住民監査の請求の対象とならない。